

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

松江市

### 2 構造改革特別区域の名称

八束のどぶろく・リキュール特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

松江市の区域の一部（八束町）

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 地勢

八束町は、松江市の東部に位置し、中海に浮かぶ大根島と江島という2つの島から成り立っている火山島です。

大根島は、東西 2.8 km、南北 2 km の多角形の形状をなし、陸地面積 5.36 km<sup>2</sup>、標高 42.2m の大塚山を最高地点とし、玄武岩を基盤とした溶岩台地を形成しています。

江島は陸地面積 1.16 km<sup>2</sup>で、島の西半分は大根島と同じく玄武岩からなる溶岩台地で、火山灰土に覆われなだらかな起伏をもっています。

中央に松江市役所八束支所、八束学園（小中一貫校）、公民館、体育館、保育所、駐在所等の公共施設が集中し、中央と海岸部の8集落間は道路で放射・環状的につながっています。

本地域は、弥生時代前半の石器の採取地、6世紀後半の古墳や竪穴住居跡・土器片散布地があり、「出雲国風土記」にも記載されています。鎌倉時代から次第に人が移り住み、江戸時代初期には、現在と同じ8つの集落が形成されていました。

#### (2) 人口（2019年8月31日現在住民基本台帳登録者数）

人 口・・・3,970人

世帯数・・・1,781世帯

明治22年に町村制施行により意宇郡二子村・波入村が成立し、昭和4年に両村合併により八束村が誕生、昭和45年に町制施行により八束町となりました。平成17年3月に松江市と合併し現在に至ります。

国勢調査によりますと、本地域の人口は昭和25年の5,973人をピークに昭和50年の4,251人まで減りましたが、堤防道路等の完成により陸続きと

なったことを機に、昭和 60 年の 4,606 人まで回復しました。その後、米子道、米子空港、中海圏の中間地点に位置することによる通勤・通学等の交通便利性、恵まれた自然環境など様々な要因により横ばい状態が続いていましたが、全国的な少子高齢化の進展により平成 17 年には減少傾向に転じ、現在は、3,960 人となっています。

### (3) 産業

本地域は、牡丹と雲州人参の産地として全国的に有名であり、年間を通じて国内外から観光客が訪れています。また、島内中央（大塚山公園・八束学園）や北西岸道路（千本桜街道）は桜の名所となっており、春には地元住民の憩いの場となっています。

地域内にある二つの熔岩洞窟は、地質学的にも珍しく、国の特別天然記念物（幽鬼洞）と天然記念物（竜溪洞）に指定されており、国内外からの見学者が絶えません。

大根島の土壌は、保水性、保肥力の高い黒ボク土のため適用作物の範囲が広く、その土質はやわらかく石が混じっていないため、特に大根やさつまいもなどの根菜類のほか、収穫量が少ないものの様々な果物を栽培しています。休耕地には、菜の花やソバの植え付けも盛んにおこなわれ、蜜源の空白期間が短い地域でもあります。また、近年では、新たな試みとしてパクチーやまぼうふうを栽培し、生食だけでなく加工品の開発を展開しています。

島の地下には淡水レンズと呼ばれる、海に浮かぶ島特有の水の層があり、波入地区に湧き出た湧水は、「波入の湧水（かわ）」として島根県の名水百選に指定されています。特に米について、通常の水田では溜池等の表流水を農業用水として利用し栽培されるものが、本地域においては島内に湧き出る湧き水を利用して栽培されるのが特徴的です。食味がよく、お土産用として少量をパッケージ化した商品開発もしています。

### (4) 地域の課題

当該地区は、中海圏域の中間地点に位置し、空港や幹線道路へのアクセスが良く、他の地域に比べて利便性のよい町ですが、基幹産業として重要な位置を占める農業については、他地域と同様に農家数の減少や農業従事者の高齢化、担い手不足により、生産力の衰退や休耕田の増加が見られます。

（参考：農家数、農地面積を後述）そして、少子高齢化、若年層の地域外への流出など、地域を取り巻く状況は厳しさを増す一方であり、持続可能な地域社会の構築に向けて、さらに魅力的なまちづくりを進めていくためには、地域資源を再評価し、活用を考えていく必要があります。

本地域の主要産業である観光分野において、近年の観光形態はこれまでの消費中心から、アウトドアや創作・体験・地域文化に触れるものへと変化しています。

本地域の観光資源としては、美しい島の景観や観光牡丹園等が挙げられますが、今後は、観光業と農業とが連携したグリーンツーリズムによる体験交流型の観光を進める必要があります。

#### 【参考】

	2005年	2010年度	2015年
農家数（法人・個人の計）	140戸	125経営体	94経営体
農地面積	203アール	159アール	137アール

農林業センサス（2005年、2010年、2015年）より

※2010年以降は個人農家も「経営体」としてカウント

## 5 構造改革特別区域計画の意義

八束地域は、島根県と鳥取県の県境に位置し、鳥取県を起点とする観光ルートにおいて、松江城や出雲大社といった観光地への通過点となっています。地域内は、牡丹の観光施設があるものの滞在型ではないため、地域への経済効果が低い現状にあります。また、高齢化や若者の農業離れにより、特産である牡丹や雲州人参の技術の継承や栽培の担い手が減少し続けています。

近年、農業の担い手不足は深刻で、耕作放棄地が目立つようになりました。景観を損なうことはもとより、一度荒廃した農地を再生するのは大変な労力と時間がかかります。

このような中、生産量は少量でも火山島ならではの『湧き水により栽培された米』として、パッケージにも工夫を凝らすことでブランド力を持たせることができつつあります。また、肥沃な黒土で育てられたパクチーや大根を使ったカレー、中海産赤貝の酒蒸し、はまぼうふうの醤油漬けなどの商品開発が行われ、地域で栽培されていた作物の価値を見直し、販売する動きも徐々に高まっています。今後、農地の有効活用を図り耕作放棄地を増加させないため、新たな特産品の創出に向けた取り組みを更に推進することが必要です。

今回のどぶろく及びリキュール製造が可能になることで、6次産業化を目指す農家の生産意欲を刺激し、地域の活性化が図れると思われれます。特に、本地域では以前から、いちじく、桃、ブルーベリー、シャインマスカットなどコンフィチュールへの加工が可能な果物も栽培されており、将来的には6

次産業化の拡大が期待できます。さらに、美容と健康を促進する効果が期待できるとぶろくと、島特産の牡丹の花を結びつけることにより、特に女性をターゲットとした観光客の誘客が期待できるのではないかと考えます。

これらを実現するためには、規制の特例措置を活用し、初期投資の少ない規模の施設で酒類の製造が可能となるような条件整備を図る必要があり、特区計画の意義は極めて大きいと考えています。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本地域は、なだらかな地形の島であり、黒土にパッチワーク状の田畑が広がる景観を維持することが、地域の振興の礎となります。構造改革特別区域計画の認定を受けることにより、古くから受け継がれる農産物が、新たな特産品として生まれ変わり、儲かる農業への転換を目指します。

具体的には、農家民宿などで収穫体験ツアーなどのイベントを開催し、どぶろくの提供のみならず、今後は、地元JAが推奨し本地域で積極的に栽培されつつある南瓜や、従来から栽培される果実類を使ったスイーツなどを開発し提供することで、地域の独自性を持たせ、都市部からの誘客を図り交流人口の増加につなげていきます。

また、特産品どぶろくの需要が高まれば、所得や就農意欲の向上につながり、就農者の増加、耕作放棄地の減少、新たな雇用創出による地域活性化が図られます。

蜂蜜リキュールについては、島を彩る花を単に見るだけでなく、蜂蜜リキュールにして味わうことで、特に女性へのイメージアップにつながると考えます。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

これまで、当該地区は、牡丹・薬用人参といった江戸時代から栽培されてきた全国に誇れる特産品があり、国内にとどまらず、薬用人参については香港市場、牡丹については、アメリカ・ヨーロッパ・台湾市場へと販売されています。

当該地域の観光産業としては、近隣の米子空港では、ソウル、香港との定期便の就航などインバウンドの玄関口として外国人観光客が多数訪れています。近年、全国的な農村の体験型交流が高まりを見せており、農泊、ゲストハウスに対する外国人観光客の需要が高まりつつあります。本地域においては、ゲストハウスでの宿泊（農泊）と島内周遊サイクリング（観光）を組み合わせた事業を実施する市内で唯一の民間組織があり、どぶろくの提供や

リキュールの販売が可能になる本構造改革特別区域計画による規制の特例措置は、一層、他地域との差別化が図られ、入込客数の増加が期待されます。

また、新たな特産品としてどぶろくの需要が高まれば、米や地場産物の消費拡大による、農業所得の向上も期待されます。さらに、新規就農者や販売所での新たな雇用創出など、地域活性化が図られるなど、経済的社会的効果は大きいと考えます。

(1) 農家民泊やどぶろく製造など地域に根差した新たな起業が期待される。

	2018年度	2020年度	2024年度以降
自家製による酒類製造件数	0件	1件	2件
どぶろくの生産量	0.0キロリットル	0.9キロリットル	1.3キロリットル
リキュールの生産量	0.0キロリットル	1.0キロリットル	1.4キロリットル
農家民泊開業数 (ゲストハウス含む)	1件	1件	3件
八束町の観光入込客数(※1)	305,611人	335,000人	402,000人

※1:「由志園」の年間入込客数

(2) 地域の魅力が演出できることで、新規就農者の増が期待される。

	2018年度	2020年度	2024年度以降
新規就農者数 (延べ人数)	0人	1人	3人

## 8 特定事業の名称

- ・ 707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業
- ・ 709 (710、711) 特産酒類の製造事業

## 別紙 1

### 1 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

本構造改革特別区域計画に定める構造改革特別区域の区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、料理飲食店等）を営む農業者（以下「特定農業者」という。）で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたその他の醸造酒（以下「どぶろく」という。）を製造しようとする者

### 3 当該規制の特定措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

#### ① 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

#### ② 事業が行われる区域

松江市の区域の一部（八束町）

#### ③ 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

#### ④ 事業により実現される行為や整備される計画

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者が、米（自ら製造したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたどぶろくを自己の営業場において提供することを通じて地域活性化を図るためにどぶろくを製造する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において特定農業者が、米（自ら製造したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としてどぶろくを製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、少ない数量でもどぶろくの製造が可能となり、来客者にどぶろくを提供することが可能となることから、インバウンドを中心とした外国人観光客の誘客の促進、地産地消の推進、農業所得の向上など、地域の活

性化に寄与すると考える。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

## 別紙 2

### 1 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

### 2 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（蜂蜜又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたリキュールを製造しようとする者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

#### ① 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

#### ② 事業が行われる区域

松江市の区域の一部（八束町）

#### ③ 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

#### ④ 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、構造改革特別区域内において、地域の特産物として指定された農産物（蜂蜜又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るためにリキュールを製造する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が地域の特産物として指定した農産物（蜂蜜又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、少ない数量でもリキュールの製造が可能となり、小規模な主体の参加も促されることから、新たな地域の特産品の創造とともに、新たな地域雇用の場の確保にもつながり、地域全体の活性化が図られるという観点から、当該特例措置の適用は不可欠であると考えます。



なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。